

# 国際民商事法金沢セミナー

国際協力部教官<sup>※</sup>

甲 斐 雄 次

## 第1 はじめに

法務総合研究所は、2016年（平成28年）3月5日（土）、石川県金沢市の北國新聞交流ホールにおいて、石川国際民商事法センター、公益財団法人国際民商事法センター及び北國新聞社との共催により、「法整備支援－世界で活躍する日本の法律家」と題するセミナーを実施した。

## 第2 本セミナーの背景

1996年（平成8年）に、石川県金沢市に本社を置く北國新聞社のほか、石川県内の企業・団体により、石川国際民商事法センターが設立され、アジア諸国に対する民商事法分野の法整備支援活動や研究活動等を事業目的とする公益財団法人国際民商事法センターと連携して、これまでに様々な活動が実施されている。

本セミナーは、石川国際民商事法センターの主要な活動として、アジア諸国の法制度等を紹介するため、設立以来、継続的に実施されているものであり、今回で20回目を迎えたものである。これまでの国際民商事法金沢セミナーでは、アジア諸国の法制度を投資環境の視点から紹介するなど、企業向けの内容が多かったところ、今回のセミナーは、より一般向けに、法整備支援とは何かをわかりやすく紹介することを目的に実施し、高校生や大学生を含む幅広い層にご参加いただいた。

## 第3 本セミナーの概要<sup>1</sup>（別紙1「プログラム概要」参照）

### 1 主催者・来賓挨拶

主催者として、高澤基氏（石川国際民商事法センター会長・北國新聞社代表取締役社長）及び本江威熹氏<sup>2</sup>（公益財団法人国際民商事法センター監事）からの挨拶のほか、来賓として、原啓一郎氏（金沢家庭裁判所所長）及び中島行博氏（金沢地方検察庁検事正）にもご出席いただき、ご挨拶をしていただいた。

<sup>※</sup> 編注：執筆当時。現在は大阪地方裁判所判事。

<sup>1</sup> 本セミナーの議事録は、公益財団法人国際民商事法センターの発行するICCLC NEWS及び同センターのウェブサイト上に掲載されているので、詳細はこれを参照していただきたい。

<sup>2</sup> 本江氏は、公益財団法人国際民商事法センター及び石川国際民商事法センターの設立に尽力され、これまで継続的に、上記各センターの活動を通じて、法務省法務総合研究所の実施する法整備支援活動にご協力いただいている。センター創立時の状況に関しては、ICD NEWS第38号6頁に寄稿していただいているので、参照されたい。

## 2 講演

- (1) 講演第1部では、柴田紀子氏<sup>3</sup>(国連薬物・犯罪事務所刑事司法担当官, 検事)から、「違いを超えて～2015年からの国際協力」と題して、講演をしていただいた。

柴田氏からは、現在勤務されている国連薬物・犯罪事務所の活動内容のほか、長期派遣専門家として以前に活動されたカンボジアでの法整備支援の内容が紹介され、現在の国連機関での活動とこれまでの法整備支援の活動には対象機関等において、重なる部分があり、これまでの経験が活かされているとともに、貧困や汚職等の課題にも新たに取り組んでいるとの説明がされた。

また、2015年は、国連70周年であるとともに、国連の新たな開発目標に法分野が追加されたこと、国際的なテロの脅威により、紛争の対象に広がりが見られたことなど、様々な点で印象深い年になったとの紹介がされた。そして、このような紛争は、人々が文化や価値観等の違いを許容できないことに原因があるのではないかと、の観点から、タイに日本食や日本文化が浸透している例を挙げ、このように文化等の違いが認識、許容されるような社会を築いていくことが重要であり、そのためには、日本のことを知ってもらうため、国際機関への出向や企業の海外進出など、積極的に海外に飛び出してほしいとの期待が述べられた。



柴田氏による講演の様子

<sup>3</sup> 柴田氏は、検事として任官後、検察庁のほか、法務総合研究所国際協力部で教官として勤務し、カンボジア長期派遣専門家として、現地でも活動されたほか、上記国際協力部の副部長を務めるなど、長年にわたり法整備支援活動に従事されており、2015年(平成27年)12月から、バンコクにある国連薬物・犯罪事務所(UNODC)東南アジア太平洋地域事務所に出向されている。

(2) 講演第2部では、松尾弘氏<sup>4</sup>（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）から、『法』を通じて広がる・繋がる国際協力」と題して、講演をしていただいた。

松尾氏からは、法整備支援には、法令の整備、人材育成等による法運営組織の整備、権利主体となる市民社会の能力強化、法整備をする前提となる準備作業としての法情報等の整備や社会調査など、いくつかの段階があることが紹介された。そして、日本の法整備支援の特徴として、日本法の移植ではなく、法律は対象国の社会に固有のものである必要があるとの観点から、その国にふさわしい法律を、できるだけその国の人々の手で作り上げていくことができるように支援しているということや、立法だけでなく人材育成にも重点が置かれていることなどが指摘され、ラオス、ネパール、カンボジアに対する支援の具体例とともに紹介された。

また、日本の法整備支援は、その国の良い統治の実現に貢献することを目指すために力を入れているところ、そのためには、法律だけではなく、政治と経済の仕組みをバランス良く組み合わせ、経済と法の好循環につながるような支援を目指すことが必要であるとの指摘がされた。

さらに、法整備支援は、製品の生産・消費や、国際的なルール形成という点で、経済面でも重要な意義があるほか、国家安全保障、世界平和の実現の観点でもこれを継続的に推進していくことが重要であるとの指摘がされた。



松尾氏による講演の様子

### 3 トークセッション

講演に引き続き、当部の阪井光平部長の進行により、柴田氏と松尾氏をパネリストとして、「新しい法の架け橋」と題してトークセッションが行われた。

<sup>4</sup> 松尾氏は、民法や比較法を専門にされるほか、法整備支援に関連する多くの著書を出され、ベトナム、カンボジア、ラオス、ネパールでの民法の起草支援を担当されるなど、法整備支援の実務や理論にも造形が深い。

松尾氏からは、法整備支援に関与することになった経緯として、法律がその国の社会が前提になって形成されるとの認識の下、そのような社会の仕組みによって異なる法律が形成される構造を知りたいという好奇心から始まったとの話が紹介された。

また、柴田氏からは、検事として、法整備支援の分野に関わることになり、日本のことをより良く知る必要があることを意識するようになり、法律家としての幅が広がる仕事でもあるとの紹介がされた。

そのほか、会場から、汚職対策の困難さ等に関する質問が出され、柴田氏からは、反汚職法や反汚職委員会により汚職を摘発するというだけでなく、中長期的には法司法関係者が法律に従って運用できるシステムを構築していく方法が重要であり、日本が法整備支援でこれまで取り組んできた民事法の支援や人材育成は大きな意義があるとの指摘がされた。

#### 第4 おわりに

今回の国際民商事法金沢セミナーでは、法整備支援への造詣が深い両講師をお呼びし、これまでの法整備支援の取組や国際的な広がりという点について、大変わかりやすく、具体的に紹介していただき、大変有意義な内容となった。

金沢のような地方都市においても法整備支援の裾野を広げていくことが重要であり、今後も石川国際民商事法センターを始めとして、このような金沢での取組が継続されることを期待したい。

最後に、多忙な時期に講師等を引き受けていただいた柴田氏、松尾氏、休日にもかかわらず来賓としてお越しいただいた原所長、中島検事正、その他ご協力いただいた関係者の皆様に心から感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

国際民商事法金沢セミナー  
「法整備支援－世界で活躍する日本の法律家」  
プログラム概要

日時：平成28年3月5日（土）13時30分～16時30分

場所：北國新聞交流ホール（金沢市南町2番1号・北國新聞赤羽ホール1階）

主催：石川国際民商事法センター，法務省法務総合研究所，公益財団法人国際民商事法センター，北國新聞社

内容：

13時30分～13時45分 主催者・来賓挨拶

石川国際民商事法センター会長	高澤 基 氏
金沢家庭裁判所所長	原 啓一郎 氏
金沢地方検察庁検事正	中島 行博 氏
公益財団法人国際民商事法センター監事	本江 威憲 氏

13時45分～14時35分

講演第1部「違いを超えて～2015年からの国際協力」

講師：国連薬物・犯罪事務所刑事司法担当官，検事 柴田 紀子 氏

14時35分～14時45分 休憩

14時45分～15時35分

講演第2部「『法』を通じて広がる・繋がる国際協力」

講師：慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾 弘 氏

15時35分～16時30分

トークセッション「新しい法の架け橋」

コーディネーター：法務省法務総合研究所国際協力部長 阪井 光平 氏

パネリスト：柴田 紀子 氏，松尾 弘 氏

16時30分 閉会